

【第6条関係】

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年熊本県条例第13号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>第7章 介護予防通所介護 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数</p>	<p>第7章 介護予防通所介護 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下この条及び第100条第5項において「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型</p>

【第6条関係】

ア・イ（略）

(4)（略）

2～9（略）

10 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第9項まで_____に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第100条（略）

2～4（略）

5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第4項まで_____に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

通所介護をいう。)（以下この条及び第100条第5項において「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数

ア・イ（略）

(4)（略）

2～9（略）

10 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第9項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第100条（略）

2～4（略）

5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第4項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。